

いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために(学校いじめ防止基本方針)

いわき市立田人小・中学校

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第一三条により、田人小・中学校の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめに対する基本的な考え方

子どもの生命を守り、いじめによる痛ましい事案が発生することのないよう、小・中学校はいじめ関係者(関係機関が)一丸となって取り組む。

- いじめは決して許されないこと
(いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も「いじめ」同様に許されない)
- いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであること
- いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること

いじめ対策のための校内組織

「いじめ根絶委員会」を校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、同校種の他の教員、SC等により組織する。
(アンケート、個人面談、個人ノート、研修、ネットパトロール等)

校外組織

教育委員会
などの
関係機関

一人一人を大切にし、いじめを許さない環境づくり《予防策》別表1・2参照

- ① 夢や希望、憧れ、目標を持って生活・学習できる環境づくりと学校経営の推進
- ② 一人一人の居場所のある温かな学級経営の推進
- ③ 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じられる授業の実践
- ④ 自他の生命や人権を尊重する心を育む道德教育の推進
- ⑤ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の充実

いじめに対する認識

- ① 「いじめの定義」「いじめに対する基本的な考え方」を認識させる指導
- ② いじめ早期発見のための体制づくり
- ③ 子どもと向き合う時間の確保
- ④ 児童生徒理解のためのアンケートの実施
- ⑤ 定期的・不定期的な個人面談の実施

関係機関との関連

- ① 情報交換等を通じた家庭・地域との連携
- ② 他校等、校外における情報収集
- ③ スクールカウンセラー等の活用
- ④ いじめの未然防止に関する研修の充実
- ⑤ 学校教育活動への地域人材の活用
- ⑥ 警察や医療・福祉機関との連携

田人小・中《具体的対応策》別表1参照

- 1 いじめの実態把握の定期的な点検及びアンケート調査の実施、「個別面談」、「個人ノート」など日記等の活用。ネットパトロールの実施。
- 2 いじめが生じた場合…学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。また、速やかに保護者及び市教委に報告し連携を図るとともに誠意ある対応をする。
- 3 いじめ問題について指導上困難な課題が生じた場合…SCやSSW等の専門家の指導等をもとに、迅速・適切に対応する。また、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるように努める。
※指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学(学校間の適切な引き継ぎ等)
- 4 問題解決までの対応として
○ いじめの問題解決に向けた関係機関との連携や情報の共有

田人小・中《重大事態対応策》

重大事態とは次に挙げる場合を指す。

- 1 いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

対処方法

- 1 教育委員会へ報告、指示を受ける。
- 2 調査組織の設置(スクールカウンセラー等の活用)
- 3 調査の実施・支援方策の検討
- 4 児童生徒・保護者へ適切に情報を提供するとともに、事態の解消を図る。

【別表１】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組（中学校）

I 学校全体として取組

			生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でのいる生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○ネットパトロールの実施。	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくい いじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係が無い生徒		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成	

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA 教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりとしかることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

【別表2】いじめ防止対策 年間指導計画（中学校）

	指導等の内容		
	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討（いじめ根絶チーム） ○いじめ対策に関わる共通理解 ○生徒の情報交換（職員会議） ○ネットパトロール	○学級開き・学級ルールづくり ○小中合同遠足 ○行事を通した人間関係づくり（対面式、遠足等）	○いじめ対策についての説明・啓発（PTA総会・学級懇談会） ○保護者との情報交換（家庭訪問）
5月	○生徒の情報交換（職員会議） ○困りごとアンケートの分析 ← ○教育相談	○小中合同運動会 ○困りごとアンケートの実施	
6月	○Hyper-QU 検査 ○生徒の情報交換（職員会議）	○行事を通した人間関係づくり（中体連大会）	
7月	○生徒の情報交換（職員会議） ○三者面談 ○取組検討会議（いじめ根絶チーム） ○ネットパトロール	○行事を通した人間関係づくり	○保護者との情報交換（学級懇談会）
8月	○教育相談 ○生徒指導に関する研修（職員研修）		
9月	○生徒の情報交換（職員会議） ○ネットパトロール	○行事を通した人間関係づくり（中体連駅伝大会）	
10月	○困りごとアンケートの分析 ← ○生徒の情報交換（職員会議） ○自己評価の実施	○困りごとアンケートの実施 ○生徒理解（個別面談） ○小中合同文化祭	○学校評価の実施
11月	○生徒の情報交換（職員会議） ○三者面談		○保護者との情報交換（個別懇談）
12月	○生徒の情報交換（職員会議） ○取組検討会議（いじめ根絶チーム）	○学校評価の実施	○保護者との情報交換（学級懇談会）
1月	○生徒の情報交換（職員会議） ○困りごとアンケートの分析 ← ○ネットパトロール	○困りごとアンケートの実施	
2月	○生徒の情報交換（職員会議） ○自己評価の実施	○行事を通した人間関係づくり（生徒会集会）	
3月	○生徒の情報交換（職員会議） ○取組検討会議（いじめ根絶チーム）	○行事を通した人間関係づくり（3年生を送る会）	